

令和2年5月22日

保護者各位

狭山市保育幼稚園課

保育所等の登園自粛の取り扱いについて

狭山市では、国の緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月24日から保育園等を臨時休園としてまいりましたが、今後、この緊急事態宣言が解除される見込みであり、様々な経済活動が徐々に再開されることが予想されます。これに伴い、市では国が緊急事態宣言を解除した時点で保育園等の臨時休園措置を解除し、登園自粛を改めて要請することといたします。

また、通常保育につきましては、7月1日（水）からを予定しています。

なお、育児休業からの復職やしばらく登園していなかったことへの不安など、ならし保育が必要な方は、各施設に相談の上、登園してください。

記

1. お子さまに発熱等風邪の症状が見られるときは、登園させないでください。

解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えてください。発熱が続くようであれば下の3の対応に変わります。

2. お子さまが濃厚接触者であることがわかったときは、登園させないでください。

濃厚接触者とは

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触〔車内等を含む〕があった者
- ・新型コロナウイルス感染症の罹患者と接触があった者

2週間の登園回避をお願いします。登園については、2週間後の状況により判断しますので、保育所に相談してください。

3. お子さまに次のいずれかの症状があるとき、医療機関を受診する前に、必ず電話相談窓口ご連絡をお願いします。また、登園はさせないでください。

- ・風邪の症状や発熱がある場合。
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
《相談窓口》県民サポートセンター ☎0570-783-770 (24時間受付)

4. 園児及び職員の中で罹患者が発生した場合は、一部または全部の休園となります。

登園については、状況により判断し、保育所から家庭に連絡します。
罹患者は医師により登園の許可があるまで登園回避となります。

5. 感染リスクを避けるために、可能な方は家庭での保育をお願いします。

これに伴い、登園自粛期間は、欠席日数に応じて保育料の日割り計算を行います。

6. 保育料の日割り計算について（0～2歳クラス）

欠席日数に応じて、保育料を日割り計算します。実際の欠席日数に応じて計算することとなるため、一旦保育料を納めていただき、後日返還します。

返還額は次の式で算出された額と、保育料月額との差額となります。

保育料月額×{開所日数-登園しなかった日数/25(10円未満切り捨て)}

※狭山市外の保育施設に通っている場合は、別途ご相談ください。

7. 給食費の取り扱いについて（3～5歳クラス）

各施設へお問い合わせください。

8. 育児休業中の方の復職時期の取り扱いについて

令和2年4月以降の入所者で、育児休業から復帰する予定の方は、復職証明書を提出する必要がありますが、理由を問わず復職時期を8月10日まで延期します。この延期についての手続きは不要です。復職後は8月31日までに復職証明書を提出してください。

9. 求職活動中の方の就労時期の取り扱いについて

令和2年4月以降の入所者で、求職活動中または就労予定の方は、理由を問わず就労時期を8月31日までに延期し、それまでの間保育所等の退園を求めないこととします。この延期についての手続きは不要です。